別記様式第３号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　西川町長　　　　　　　印

認定申請却下通知書

　　下記の申請については、次の理由により却下しましたので通知いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 児　　童 |  |
| 内　　容 |  |
| 不服申し立て及び取消訴訟  １　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に西川町長に対して審査請求をすることができます。  ２　また、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った翌日から起算して６か月以内に西川町を被告として（訴訟において西川町を代表するものは西川町長となります。）、提起することができます。  　　なお、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する採決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合を除く。）でなければ提起することができないこととされています。  (1)　審査請求があった日から3ヶ月を経過しても採決がないとき。  (2)　処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  (3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。  問合せ先  西川町立にしかわ保育園  電話７４－２３０３ | |